

公立はこだて未来大学奨学寄附金取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における、奨学寄附金に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 奨学寄附金は、本学の教育研究や社会貢献上有意義であり、かつ、本来の教育研究や社会貢献に支障の生じるおそれがないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において奨学寄附金とは、本学の教育研究や社会貢献の奨励を目的として、本学が個人を含む学外の機関（以下「寄附申込者」という。）から受入れる寄附金をいう。

（奨学寄附金の使途）

第3条 奨学寄附金に基づく経費の使途については、以下のとおりとする。

(1) 謝金、旅費、消耗品費、備品購入費等の研究遂行に必要な直接経費

(2) 前号以外に必要となる間接経費

2 間接経費は直接経費の15%に相当する額とする。

（奨学寄附金の申込み）

第4条 奨学寄附金の寄附の申込者（以下「寄附申込者」という。）は、あらかじめ本学の研究代表者と協議のうえ、奨学寄附金申込書（様式第1号）を公立大学法人公立はこだて未来大学理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（奨学寄附金についての決定）

第5条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合には、公立はこだて未来大学社会連携センター長（以下「センター長」という。）を経由して、公立はこだて未来大学社会連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により奨学寄附金の受

入れの可否について決定するものとする。

（奨学寄附金の通知）

第6条 理事長は、前項の規定による運営委員会の審査の結果、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者に対し、奨学寄附金受入通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（研究費の分配）

第7条 理事長は寄附金額から間接経費を差し引いた直接経費を、研究費として分配する。

2 前項の規定により分配された研究費については、個人を含む他の機関へ移管することはできない。ただし、研究費として配分を受けた教員の転出等により、奨学寄附金を他の研究機関等に移し換える場合は、この限りでない。

（研究費執行の期限）

第8条 奨学寄附金に基づき分配された研究費は、原則として年度末までに執行するものとする。ただし、研究遂行上必要のある場合には、公立大学法人公立はこだて未来大学会計規程の規定に基づき、次年度以降に執行することができる。

（研究に要する設備）

第9条 奨学寄附金に基づき分配された研究費により取得した設備は、本学に帰属するものとする。

（知的財産権の帰属）

第10条 奨学寄附金に基づく研究の結果、工業所有権等の知的財産権が生じた場合には、その権利は原則として本学に帰属するものとする。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に廃止前の公立はこだて未来大学奨学寄付金取扱要綱の規定によりなされた決定その他の行為は，この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は，平成 22 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。